様式第２号（別表１関係）

　年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

認可申請者住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

誓　　約　　書

私は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第57条第１項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅において終身賃貸事業を行うこと、また次の各号のいずれにも該当することを誓約します。

一　　認可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員、個人である場合においてはその者）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であること。

認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、法定代理人がイからホまでに掲げる欠格要件に該当しないこと。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して１年を経過しない者

ハ　法第26条第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ホ　精神の機能の障害により終身建物賃貸借事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

二　　入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

イ　書面による契約であること。

ロ　賃借人になろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合において、定期建物賃貸借（１年以内の期間を定めたもの）をすること。

ハ　終身建物賃貸借事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び

法第５４条第１項第５号の前払金（以下「家賃等の前払金」という。）を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。

ニ　家賃等の前払金を受領する場合にあっては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金について終身建物賃貸借事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。

三　　賃貸住宅の整備をして終身建物賃貸借事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金を受領せず、かつ終身にわかって受領すべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。